

無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S

「申込書」「告知書」には、Webサイト上の「契約者情報入力」「告知情報入力」を含みます。なお、保険契約者様より入力された所要事項(「契約者情報」「告知情報」「お支払情報」)の朝日生命での受信をもって、保険契約のお申込み等があつたものといいます。

Webサイト上でのお申込み手続きについては、「募集代理店」ではなく、「朝日生命保険案内デスク」がサポートをさせていただきます。

クーリング・オフ制度に関する事項を記載した画面には、お申込み手続き画面に表示する「ご契約のしおり(抜粋版)」「契約概要」「注意喚起情報」を含みます。

朝日生命は、各種約款、各種案内、契約内容等を、書面の交付(郵送)に代え、Webサイト、電子メール等の朝日生命所定の電磁的方法により、保険契約者様に交付いたします。

また、電子メールによる場合は、保険契約者様にご登録・ご指定いただいたメールアドレスに通知いたします。なお、一部の書面については郵送する場合があります。

インターネットでお申込みいただけるプランは、Webサイト上で展開しているプランのみとなります。

注意喚起情報

必ずお読みください

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。

! 6.給付金などをお支払いできない場合について 8.現在のご契約を新たにご契約に見直す場合のご留意事項について 9.解約と返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面により保険契約のお申込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。

* 「ご契約のしおり(ご契約のしおり(抜粋版)を含みます)」「注意喚起情報」を指します。

■お申込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力を生じますので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>

①お申込みの撤回等をする意思 ②申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号 ③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)

④保険料 ⑤取扱代理店名 ⑥申込日 ⑦申出日 ⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

[書面の送付先] ☎206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

■お申込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返します。

■申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合は、お申込みの撤回等は取り扱いません。

2 保障の責任開始の時について

■お申込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時は次のとおりです。

責任開始に関する特約Sを付加した場合 お申込みと告知(診査)がともに完了した時

上記以外の場合 お申込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合 朝日生命所定の金融機関口座に着金した日

クレジットカードでお払込みの場合 取扱クレジットカード会社による利用承認日

3 告知義務について

保険契約者および被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があります。

■生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申込みを無条件でお受け受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。

■ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、**告知書で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。**

■告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命(告知書に記入いただく場合)および朝日生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

■告知いただくことは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の時から2年以内*¹であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」として**ご契約を解除することができます。**

■**ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これを支払いません**^{*²}。また、**保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません**^{*²}。

■ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

■ご契約の解除以外にも、**ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または、保険料のお払込みを免除できないことがあります。**

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などを支払えないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。

*1 責任開始の時から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、**ご契約を解除することができます。**

*2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などを支払うこと、または保険料のお払込みを免除することができます。

4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申込みに際し、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**

■給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**給付金などを支払うための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-360-567

6 給付金などを支払うできない場合について

次のような場合は、給付金などを支払うできません。

■告知義務違反によりご契約が解除となった場合

■詐欺によりご契約が取り消しとなった場合

■給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

■保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合

■給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合

■保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合(各給付金等によりお取り扱いが異なります)

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

■保険料は払込期月中に朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。

■保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

■「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約S」「責任開始に関する特約」を付加した保険契約のお申込みがあつてもお引き受けできない場合があります。

8 現在のご契約を新たにご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

■多くの場合、返戻金は払込保険料累計額よりも少くなります。特にご契約後短期間で解約した場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

■一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。

■新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。

■新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などを支払えないことがあります。

■保険料は保険料算出用利率(予定期率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たにご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

■ご契約の解約はいつでもできますが、以後の保障はなくなります。

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻金はありません。 |

| | |
|-----|---|
| 主契約 | 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金額の10倍の解約返戻金があります。 |
| 特約 | 解約返戻 |